

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年2月15日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第1」を「別表」に改める。

第5条第1項中「第7条第1項」を「第7条第1項第1号」に改める。

第7条及び第11条中「別表第1」を「別表」に改める。

第16条第1項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

附則中第2条を削り、第3条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第3条 平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第14条の規定を適用する場合においては、同条中「第16条又は第17条に規定する基準に従い」とあるのは「平成28年度においては第16条若しくは第17条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い、平成29年度においては第16条若しくは第17条又は附則第4条、第7条若しくは第8条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

附則中第4条から第10条までを次のように改める。

（平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第4条 平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第16条第1項第1号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第16条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

（平成28年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第5条 平成28年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第6条 平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第

17条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がなされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」とし、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

（平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第7条 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第8条 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第17条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がなされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）」とし、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。

（平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第9条 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第14条の規定を適用する場合においては、同条中「第16条又は第17条に規定する基準に従い」とあるのは「平成30年度においては第16条若しくは第17条又は附則第4条若しくは第10条に規定する基準に従い、平成31年度においては第16条若しくは第17条又は附則第4条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

（平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第10条 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第17条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは、「限る。）」とする。

附則中第11条から第16条までを削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第3条から第6条までの規定中平成28年度分の保険料に関する規定は適用しないこととし、平成28年度までの年度分の保険料については、この条例による改正前の兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定の例による。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(平成28年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第8号)の一部を次のように改正する。
第2条中「別表第1に定める地域」を「別表に定める地域」に改め、「附則第2条中「別表第2」を「別表」に改める。附則第5条各号列記以外の部分中「別表第2」を「別表」に改め、「特定地域保険者を除く。」を削り、同条第10号中「別表第2」を「別表」に改める。」を削り、「別表第1を削り、別表第2を別表とする。」を「別表を削る。」に改める。